

# 広尾町地域防災計画

令和8年1月

広尾町防災会議

## 用語

この計画において使用する用語の意義は、次のとおりである。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
町防災会議	広尾町防災会議
本部（長）	広尾町災害対策本部（長）
本計画	広尾町地域防災計画
防災関係機関	広尾町防災会議条例（昭和38年4月1日広尾町条例第5号）第3条第5項に定める委員の属する機関
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長および指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関、公共的団体ならびに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長および指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、および災害の復旧を図ることをいう
複合災害	同時または連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
避難場所	指定緊急避難場所、指定避難所など、町民が災害から身を守るために避難する場所